○経済産業省告示第百四号

電気事業法の規定に基づく主任技術者の資格等に関する省令（昭和四十年通商産業省令第五十二号）第一条第一項の規定に基づき、次の学校を認定したので、同令第一条の四の規定に基づき、公示する。

平成二十六年五月二日　経済産業大臣　茂木　敏充

所在地	学校名	学部・学科名	認定に係る免状の種類	備考
徳島県美馬郡つるぎ町貞光字馬出六十三―一	徳島県立つるぎ高等学校	電気科	第三種電気主任技術者免状	平成二十六年度入学生及び平成二十六年度転学生から適用 ※平成二十六年度転学生とは以下をいう。 ・平成二十四年度徳島県立貞光工業高等学校入学生 ・平成二十五年度徳島県立貞光工業高等学校入学生

○経済産業省告示第百五号

電気事業法の規定に基づく主任技術者の資格等に関する省令（昭和四十年通商産業省令第五十二号）第一条第一項の規定に基づき、次の学校を認定したので、同令第一条の四の規定に基づき、公示する。

平成二十六年五月二日　経済産業大臣　茂木　敏充

所在地	学校名	学部・学科名	認定に係る免状の種類	備考
宮城県仙台市太白区八木山松波町五番一号	仙台城南高等学校	科学技術科電力技術コース（全日制課程）	第三種電気主任技術者免状	平成二十五年度入学生から適用

○経済産業省告示第百六号

電気事業法の規定に基づく主任技術者の資格等に関する省令（昭和四十年通商産業省令第五十二号）第一条の三の規定に基づき、次の学校の認定を取り消したので、同令第一条の四の規定に基づき、公示する。

平成二十六年五月二日　経済産業大臣　茂木　敏充

学校の名称	学部・学科名	備考
徳島県立貞光工業高等学校	電気科	平成二十六年三月までの卒業生については従前のとおりとする。

○経済産業省告示第百七号

電気事業法の規定に基づく主任技術者の資格等に関する省令（昭和四十年通商産業省令第五十二号）第一条の二の規定に基づき、認定を受けた次の学校の学科名の変更届出があったので、同令第一条の四の規定に基づき、公示する。

平成二十六年五月二日　経済産業大臣　茂木　敏充

新名称	旧名称	住所	変更年月日
沖縄県立那覇工業高等学校	沖縄県立那覇工業高等学校	沖縄県浦添市勢理客四丁目二十二番一号	平成二十六年四月一日
電気科	電気科		
電気技術コース	エレクトリカルテクノロジコース		

○国土交通省告示第五百三十四号

船舶安全法（昭和八年法律第十一号）第二十五条の七十、海洋汚染等及び海上災害の防止に関する法律（昭和四十五年法律第百三十六号。以下「海洋汚染防止法」という。）第十九条の十五第三項（同法第十九条の三十第三項及び第十九条の四十六第三項において準用する場合を含む。）及び国際航海船舶及び国際港湾施設の保安の確保等に関する法律（平成十六年法律第三十一号。以下「国際航海船舶等保安法」という。）第二十条第七項において準用する船舶安全法第二十五条の五十の規定に基づき、一般財団法人日本海事協会から登録事項の変更の届出があったので、船舶安全法第二十五条の七十、海洋汚染防止法第十九条の十五第三項（同法第十九条の三十第三項及び第十九条の四十六第三項において準用する場合を含む。）及び国際航海船舶等保安法第二十条第七項において準用する船舶安全法第二十五条の六十二第二号の規定により公示する。

平成二十六年五月二日　国土交通大臣　太田　昭宏

一　バルパライソ事務所の変更

㈠　事務所の所在地の変更

変更前	Avenue Nueva Libertad 1405, Of. 1703, Vina del Mar, Region Valparaiso, REPUBLIC OF CHILE
変更後	Avenue Nueva Libertad 1405, Of. 1802, Vina del Mar, Region Valparaiso, REPUBLIC OF CHILE

㈡　変更年月日　平成二十六年三月一日

二　ニューヨーク事務所マイアミ出張所の変更

㈠　事務所の所在地の変更

変更前	7284 W.Palmetto Park Road, Boca Raton, Florida 33433, UNITED STATES OF AMERICA
変更後	777 SE 20th St., Suite 240, Fort Lauderdale, Florida 33316, UNITED STATES OF AMERICA

㈡　変更年月日　平成二十六年三月十五日

三　青島事務所の変更

㈠　事務所の所在地の変更

変更前	No.76 Xiang Gang Zhong Road, Qingdao 266071, PEOPLE'S REPUBLIC OF CHINA
変更後	No.61A, Xianggangzhong Road, Qingdao 266071, PEOPLE'S REPUBLIC OF CHINA

㈡　変更年月日　平成二十六年四月十六日

○国土交通省告示第五百三十五号

船舶安全法（昭和八年法律第十一号）第二十九条ノ三第三項において準用する第二十五条の五十の規定に基づき、一般財団法人日本海事協会から登録事項の変更の届出があったので、同法第二十九条ノ三第三項において準用する第二十五条の六十二第二号の規定により公示する。

平成二十六年五月二日　国土交通大臣　太田　昭宏

一　バルパライソ事務所の変更

㈠　事務所の所在地の変更

変更前	Avenue Nueva Libertad 1405, Of. 1703, Vina del Mar, Region Valparaiso, REPUBLIC OF CHILE
変更後	Avenue Nueva Libertad 1405, Of. 1802, Vina del Mar, Region Valparaiso, REPUBLIC OF CHILE

㈡　変更年月日　平成二十六年三月一日